

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯と目的

史跡竹田城跡は、兵庫県朝来市和田山町竹田にある標高 353.7mの古城山山頂部に築かれた山城である。古城山の自然地形を巧みに利用した縄張りで、「石垣を有する山城遺構として稀有」として、昭和 18 年(1943)9 月 8 日に国史跡に指定された。当時の史跡範囲は、主郭部の石垣周辺のみであった。

朝来市発足以前の旧和田山町は、昭和 45 年度(1970)の主郭石垣調査(石垣崩壊箇所の調査)に基づき、昭和 46～55 年度(1971～1980)にかけて石垣修理事業を実施した。また昭和 52 年度(1977)には、『竹田城保存管理計画書』(以下：旧計画書)を策定し、竹田城跡の保護にかかる基本的な考えを示した。その後昭和 62～63 年度(1987～1988)には、古城山全山の分布調査を実施し、石垣周辺の斜面に豎堀、曲輪群、石取り場などの遺構を確認した。

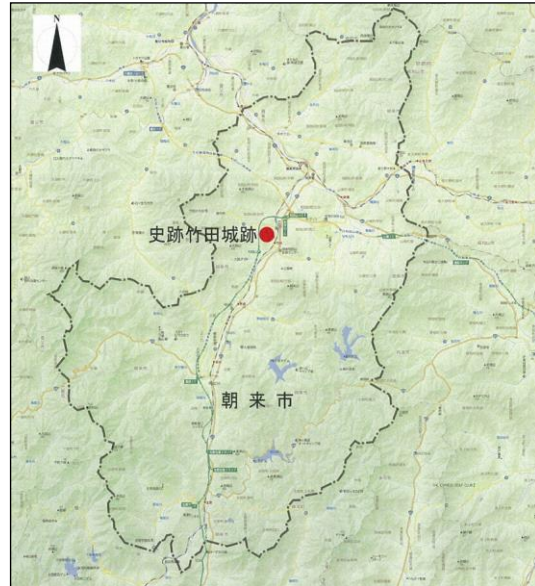


図 1-1 史跡竹田城跡位置図

朝来市発足後の平成 18～20 年度(2006～2008)には、山麓の赤松氏居館跡推定地の発掘調査を行い、山上の遺構と同年代の遺構の存在が明らかになったため、平成 21 年(2009)7 月 23 日に、主郭部周辺山腹の一部と山麓の赤松氏居館跡推定地の一部が追加指定を受けた。また平成 22 年(2010)6 月には朝来市が、居館跡推定地を含めた史跡の管理団体として指定された。

近年の竹田城跡は、雲海に浮かぶ幻想的な風景が「天空の城」として注目を集め、山頂の壮大な石垣が折り重なって展開する姿がメディアに大きく取り上げられるなど、平成 23 年度(2011)から見学者が急増した。その結果、多くの見学者が一度に訪れ、史跡の保存に看過できない事態が発生した。

こうした状況を踏まえ、竹田城跡の適切な保護を図るための要件を見直し、適切な保存・活用のあり方を検討するために旧計画書を見直し、平成 27 年度(2015)に新たな『史跡竹田城跡保存活用計画』(以下：保存活用計画)を策定した。

本計画は、保存活用計画に示した、竹田城跡の保存・活用における基本的な考え方を踏まえ、史跡の適切な保護を図り、適正な環境の整備に向けた計画を策定するものである。

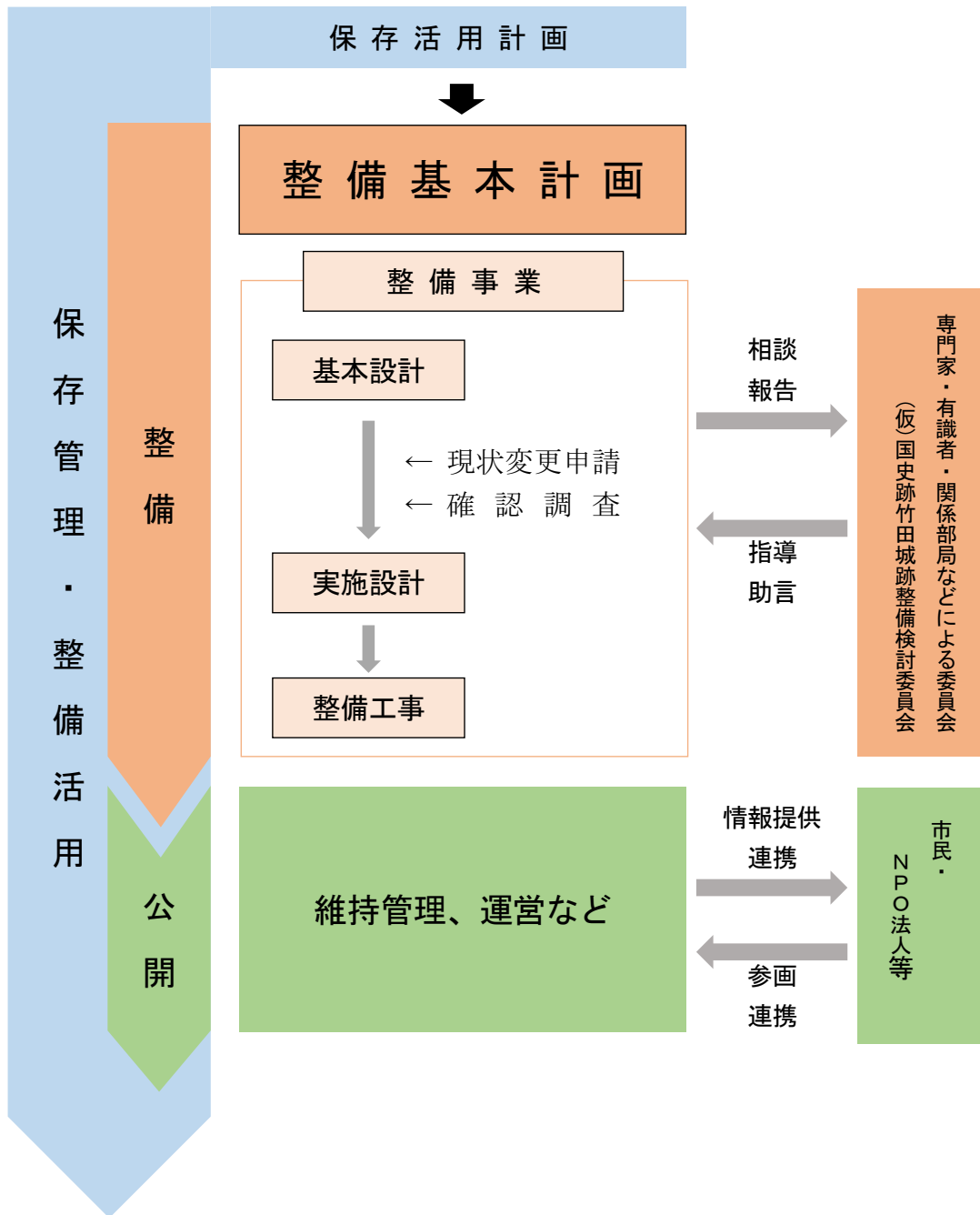
■ 計画策定の目的

- 史跡竹田城跡が有する本質的価値を、確実に次世代へ継承するための保存整備のあり方を明示する。
- 地域の誇りと愛情を寄せるにふさわしい史跡竹田城跡の保存整備のあり方を明示する。

■ 整備基本計画策定までの経緯

年 月	内 容
昭和 18 年(1943) 9 月 8 日	史跡の指定を受ける。【文部省告示第 742 号】
昭和 45 年度(1970)	主郭石垣調査(石垣崩壊箇所の調査)を実施する。
昭和 46～55 年度(1971～1980)	石垣修理事業を実施する。
昭和 52 年度(1977)	『竹田城保存管理計画』を策定する。
昭和 62～63 年度(1987～1988)	古城山全山の分布調査を実施する。
平成 6～15 年度(1994～2003)	主郭周辺の用地公有地化と樹木伐採事業を実施する。
平成 16 年(2004) 10 月 19 日	台風 23 号により山麓居館跡推定地部分が被災する。
平成 18～20 年度(2006～2008)	山麓部分の赤松氏居館推定地の発掘調査を実施する。
平成 21 年(2009) 7 月 23 日	史跡の追加指定を受ける。【文部科学省告示第 119 号】
平成 22 年(2010) 6 月 7 日	朝来市が「竹田城跡」の管理団体となる。 【文化庁告示第 23 号】
平成 24 年(2012) 2 月 25 日	朝来市が「景観行政団体」となる。
平成 24 年度(2012)	『竹田城跡と城下町の保存活用方針』を策定する。
平成 25 年(2013) 3 月	『朝来市都市計画マスタープラン』を策定する。
平成 25 年(2013) 4 月	『朝来市景観計画』を策定する。
平成 25 年(2013) 9 月	『第 2 次朝来市総合計画』を策定する。
平成 25 年(2013) 10 月	観覧料の徴収を実施する。
平成 25 年(2013) 11 月	旧木村酒造場を活用した、たけだ城下町交流館が開館。 施設内部に情報館「天空の城」を設置する。
平成 25 年度(2013)	赤松氏居館跡推定地の石垣被災部の整備工事と天守台下部石垣の修復工事を実施する。
平成 26 年度(2014)	赤松氏居館跡推定地の石垣被災部の整備工事を実施する。
平成 27 年度(2015)	本丸及び天守台の保護工事を実施する。 史跡竹田城跡内における樹木管理を実施する。
平成 28 年(2016) 3 月	『史跡竹田城跡保存活用計画』を策定する。 『朝来歴史文化基本構想』を策定する。
平成 28 年度(2016)	大手道及び北千畳の保護工事を実施する。 史跡竹田城跡内における樹木管理を実施する。
平成 30 年(2018) 3 月	『第 2 次朝来市総合計画後期基本計画』を策定する。

■計画の位置づけ



【備考】

- 計画＝10年間の方針とすべきことを決める。
- 整備基本計画に則って整備が完了した箇所から順次公開を行う。
- 公開中のエリアを整備する場合、一時的に閉鎖して整備事業を実施し、整備終了後に公開を再開する。
- 樹木や石垣調査をはじめ、日常的あるいは一定期間で変化する要素は計画だけでは管理ができないため、必要に応じて「管理基準」を設定する。

2 整備基本計画の構成

本書は、『史跡竹田城跡保存活用計画』で示した、竹田城跡の保存・活用における基本的な考え方を踏まえ、史跡の適正な環境を整備し、適切な保護を図るための整備基本計画である。その構成と内容は以下の通りである。

第1章 計画策定の経緯と目的

『史跡竹田城跡整備基本計画』を策定するに至った経緯と目的、計画策定するにあたっての体制や朝来市の政策展開の中での位置づけを示す上位関連計画との関係を整理し、本計画を進めていくための基本的な考え方を示す。

第2章 竹田城跡をとりまく環境

史跡竹田城跡をとりまく、自然環境、社会環境、歴史環境を整理し、城跡の整備の実施にあたり把握しておくべき周辺環境との関係性を示す。本章の記載内容は『史跡竹田城跡保存活用計画』の第2章を再整理し、統計のデータを最新に更新したものである。

第3章 史跡竹田城跡の概要

整備基本計画の策定にあたり、把握しておく必要のある城跡の現状、歴史、構造、調査成果、整備の経過などを整理し、課題を示す。本章の内容については『史跡竹田城跡保存活用計画』の第3章を再整理した上で、これまでの城跡の保存と活用にかかる事業に関する詳細な情報を追加したものである。

第4章 整備の理念と基本方針

平成28年3月に策定した『史跡竹田城跡保存活用計画』では竹田城跡の保存と活用の基本方針を示した。本章では、それらの実現に向けた具体的な整備を実施するための前提となる整備の基本方針を示す。

第5章 整備基本計画

整備基本計画の策定にあたり、城跡及びその周辺をエリア分けし、各地区の現状の整理と課題の抽出を行う。本章では、エリアごとの課題を解決するために必要な地区ごとの整備計画とそのスケジュールを示す。

第6章 事業推進に向けた取り組み

史跡竹田城跡の整備事業の実施にあたり、公開活用や運営管理などについて、円滑な事業の推進のために必要な取り組みを示す。

3 整備基本計画の策定

(1) 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、平成 28 年度は朝来市産業振興部竹田城課が計画策定にかかる事務局を担当した。平成 29 年 3 月末に竹田城課が廃止となり、竹田城跡の担当業務の内、観光振興に関する業務については産業振興部観光交流課が担当し、史跡の保存・整備などの文化財に関しては教育委員会事務局文化財課が担当する組織改変が行われたことにより、平成 29 年 4 月より朝来市教育委員会事務局文化財課が整備基本計画策定にかかる事務局を担当した。

また、計画の検討にあたっては「国史跡竹田城跡保存整備検討委員会要綱」に基づき学識経験者、地元住民代表、行政関係者からなる「国史跡竹田城跡保存整備検討委員会」を設置して意見を受けるとともに、文化庁文化財部記念物課ならびに兵庫県教育委員会文化財課の指導助言を得た。なお、計画策定に関連する各種業務については(株)都市景観設計に委託した。

■ 国史跡竹田城跡保存整備検討委員会 委員名簿

役職	氏名	職名【専門分野】
委員長	坂井 秀弥	奈良大学文学部文化財学科 教授 【考古学】
副委員長	北垣 聰一郎	石川県金沢城調査研究所 名誉所長 【石垣技術史】
委員	西形 達明	協同組合関西地盤環境研究センター 顧問 【土木工学】
	高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園 代表理事 【史跡整備・修景】
	宮田 和男	朝来市文化財保護審議会 委員 【自然環境・樹木医】
	古屋 耕三	和田山町観光協会 会長 【市民代表・観光】
指導助言	中井 将胤	文化庁文化財部記念物課整備部門 文化財調査官
	小川 弦太	兵庫県教育委員会文化財課主査
オブザーバー	石原 啓一	竹田区区長
	上山 哲生	和田山町ガイドボランティア代表
	足立 智義	産業振興部観光交流課観光交流係長
事務局	垣尾 幸博	教育長(平成 28 年度・平成 29 年 4 月～6 月)
	千歳 誠一郎	教育長(平成 29 年 7 月～)
	清水 和雄	教育委員会 社会教育・文化財・学校給食担当部長(平成 28 年度)
	小島 剛	教育部長(平成 29 年 4 月～6 月)
	石橋 禎之	教育部長(平成 29 年 7 月～)
	小谷 則彰	産業振興部 竹田城跡・観光交流担当部長兼 朝来市教育委員会文化財担当部長 (平成 28 年度)
	田畑 基	教育委員会次長兼文化財課課長兼埋蔵文化財センター館長(平成 28 年度) 教育委員会次長兼埋蔵文化財センター館長(平成 29 年度)
	柏原 正民	産業振興部竹田城課竹田城跡保存管理担当課長兼教育委員会文化財課参事(平成 28 年度)
	篠宮 正	教育委員会文化財課課長(平成 29 年度)
	池野 祐季	教育委員会文化財課主任(平成 29 年度)
	中川 京太郎	産業振興部竹田城課主事兼教育委員会文化財課主事(平成 28 年度) 教育委員会文化財課主事(平成 29 年度)
コンサルタント	(株)都市景観設計	

■ 国史跡竹田城跡保存整備検討委員会要綱

朝来市教育委員会告示第9号

国史跡竹田城跡保存整備検討委員会要綱を次のように定める。

平成28年6月20日

朝来市教育委員長藤井義正

国史跡竹田城跡保存整備検討委員会要綱

(設置)

第1条 国史跡竹田城跡における適正な保存、活用を図るため、『史跡竹田城跡保存活用計画』をふまえ、保存整備の方向性や手法などを検討することを目的として、国史跡竹田城跡保存整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国史跡竹田城跡の整備・活用にかかる技術の検討に関すること。
- (2) 国史跡竹田城跡保存整備計画の策定にかかる指導に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、国史跡竹田城跡保存整備計画に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次の各号に定める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財保護に関する学識経験を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長になる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、教育委員会事務局文化財課に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月20日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第3条の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(2) 国史跡竹田城跡保存整備検討委員会の開催経過

『史跡竹田城跡整備基本計画』の策定にあたっては、要綱に基づき、国史跡竹田城跡保存整備検討委員会を開催し、保存、整備、活用等に関する検討を行った。委員会の経過について、以下に示す。

委員会	開催日	主な報告・協議事項
第1回委員会	平成28年 7月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長、副委員長の選任 【報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の経緯と目的 ・計画策定までの流れ ・平成28年度竹田城跡関連事業の動向 【協議】 <ul style="list-style-type: none"> ・竹田城跡の現状について ・今後の委員会の協議内容について
第2回委員会	平成29年 2月28日	【報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・第1回委員会における検討内容 ・平成28年度竹田城跡関連事業の実施状況について 【協議】 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の取組みにおける検証について ・石垣遺構の保護、カルテの作成について ・城内および城周辺の樹木の状況について
第3回委員会	平成29年 7月14日	【現地視察】 <ul style="list-style-type: none"> ・竹田城跡整備必要箇所の視察 【報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定までのタイムスケジュール ・平成29年度竹田城跡関連事業の動向 ・竹田城跡の近況 【協議】 <ul style="list-style-type: none"> ・第2回委員会までの指摘事項について ・現地視察における意見、指摘事項について ・「整備基本計画(案)」の本文の記載について ・「計画策定の経緯と目的」の内容について ・「竹田城跡の環境・概要」の内容について
第4回委員会	平成29年 10月21日	【報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定事業進捗状況 【協議】 <ul style="list-style-type: none"> ・「整備の理念と基本方針」の内容について ・「整備基本計画(案)」の内容について ・「整備基本計画(案)」全体の記載事項について
第5回委員会	平成30年 1月29日	【報告】 <ul style="list-style-type: none"> ・整備基本計画策定事業進捗状況 ・平成30年度竹田城跡関連事業の動向 【協議】 <ul style="list-style-type: none"> ・第4回委員会における意見などの整理について ・「整備基本計画(案)」の内容について



現地視察の様子(第3回委員会)



委員会の様子(第5回委員会)

(3) 史跡竹田城跡整備基本計画の策定経過

内容	委員会				
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
1. 現状の確認・現在までの経緯の確認					
2. 現状の確認・整備手法の検討					
3. 策定の目的・経緯の確認					
4. 計画条件の整理					
5. 整備における課題の抽出					
6. 整備のあり方の検討					
7. 整備方針の設定					
8. 整備手法の検討					
9. 整備基本計画の検討					
10. 将来に向けた体制整備の検討					



史跡竹田城跡整備基本計画(案)の公表及びパブリックコメントの実施
平成30年2月15日～2月28日 パブリックコメントの実施



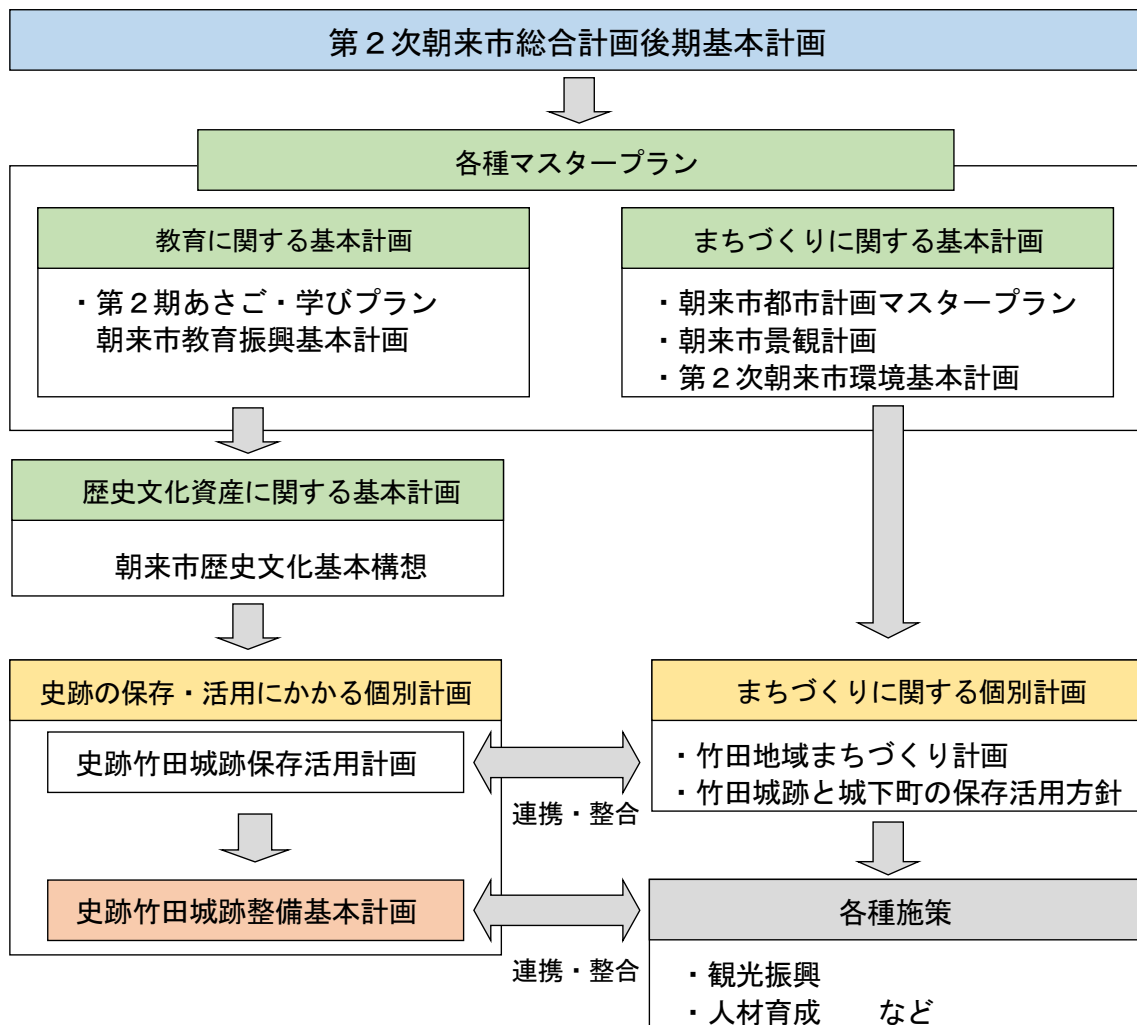
史跡竹田城跡整備基本計画策定

4 上位・関連計画

朝来市では、まちづくりの最上位計画として平成 29 年度に『第 2 次朝来市総合計画後期基本計画』を策定した。この計画では、個性ある地域づくりを目標に「豊かな地域資源の活用」を掲げ、持続可能な地域づくりの必要性を示し、朝来市における都市計画、景観、環境、教育のマスタープランにおいても、地域資源を活かし、次世代に伝えることで持続可能な社会を実現することを目標として示した。

また、朝来市の教育にかかるマスタープランである『朝来市教育振興基本計画』においては、「豊かな地域資源」の重要性を示し、それを次世代に繋ぐための教育の推進を目標として示した。また、その方針に基づき、『朝来市歴史文化基本構想』では市内の歴史的・文化的遺産の中で、竹田城跡を中核的な資産として位置づけ、資産の具体計画である『史跡竹田城跡保存活用計画』では、地域の誇りである竹田城跡を次世代に守り伝えることの必要性を示し、今後の保存と活用の方針を定めた。なお、本計画の位置づけを明確にするため、以下に各計画の関連性と、それぞれの詳細を示す。

■ 上位関連計画との関連



■ 上位関連計画の概要

① 第2次朝来市総合計画後期基本計画（朝来市 平成30年3月）

この計画は、平成25年度策定した『第2次朝来市総合計画』（計画期間：平成26～33年度）における計画期間が平成29年度で終了することから、平成30～33年度までを計画期間とし、「あなたが好きなまち・朝来市」を将来像として策定するものである。

計画では、「朝来市の強みを活かした観光振興」として「竹田城跡や生野銀山などの拠点観光施設の活用」や「市内の歴史・文化遺産などの多様な観光資源のネットワーク化の推進」など、文化財の活用にかかる項目が挙げられている。また、社会減の抑制を抑制するため施策として、以下の基本方針に基づく歴史文化遺産の保存活用を挙げている。

【基本方針】

■ 後世に残したい歴史文化遺産の保存活用

- ・ 次の世代に、朝来市の歴史文化遺産を継承し郷土の誇りを醸成していくため、調査と適切な保存、整備を推進する。
- ・ 地域活性化に繋げていくための歴史文化遺産活用の仕組みを構築し、交流・定住人口の増加を目指す。
- ・ 市民が地域の歴史文化遺産を誇りとして捉え、郷土愛を深め、歴史文化遺産を後世に継承できるよう郷土教育を推進する。

② 朝来市都市計画マスタープラン（朝来市 平成25年3月）

『朝来市総合計画』を基本に、地域の将来像ならびに、まちづくりの基本的な方向性を示している。計画期間は平成25～34年度の10年間で、基本方針は以下の通りである。

【基本方針】

■ 来訪者や企業などを惹きつける魅力あふれる都市づくり

- ・ 竹田城跡や生野銀山、古墳群など、朝来市を特徴づける観光資源をネットワーク化し、新たな観光ルートとしてPRするなど、全市的な観光・交流まちづくりを推進する。
- ・ 竹田城跡や生野銀山だけでなくその他の資源と組み合わせた多面的な観光・交流拠点の情報発信などのために、必要な景観保護や景観形成の取り組みを推進する。
- ・ 地域や地区の固有の資源（歴史・文化、祭り、魅力的な風景など）を掘り起こし、「地域や地区の宝」として市民参加による都市づくりを推進する。

■ 豊かな環境や景観の恵みを暮らしに活かす都市づくり

- ・ 豊かな自然環境を土台とした個性的な歴史・文化的景観や美しい農村風景、賑わい景観などを守り、磨きをかけることで、朝来市らしい景観を将来世代へ継承する。
- ・ 基本となる景観構造や景観資源の価値を守りつつ、それを市の魅力として広く発信し、市のイメージ向上、市民のふるさと意識の醸成などに活かす。

③ 朝来市景観計画（朝来市 平成 25 年 4 月）

朝来市全域を対象に、市民、事業者、行政などの協働による景観まちづくりを展開していくことを目的としている。

竹田城跡については、「中近世の朝来の歴史を色濃く残しており、朝来市の代表的な景観の1つとなっている。」としており、竹田や生野に見られる歴史文化的景観をさらなる観光交流、経済振興、にぎわいづくりなど地域再生の資源として、より一層の活用を課題としている。

景観まちづくりの方針の1つに、雲海に浮かぶ美しい竹田城跡や歴史的な町並みといった竹田の景観や、生野に残る鉦山町独特の文化的な景観など、「朝来市の特徴ある景観の保全・継承」をあげている。

そして竹田地区を「景観形成地区」に指定し、景観形成の方針と景観形成基準を設定している。朝来市全域の景観計画を定め、適正な景観を次代につなぐため、市民、事業者、行政が協働する「景観まちづくり」の展開を目指している。

朝来市の歴史・文化景観の特徴である「雲海に浮かぶ美しい竹田城跡や竹田の歴史的な町並み」を保全・継承すべき景観とあげている。また、竹田地区を「景観形成地区」に指定し、竹田城跡の位置する古城山一帯を「竹田城跡景観形成ゾーン」とし、市街地の背景となる緑豊かな東斜面の景観の保全と、それらと調和した市街地景観の形成を景観形成方針としている。

④ 第2次朝来市環境基本計画（朝来市 平成 27 年 3 月）

『第2次朝来市総合計画』を環境面から推進し、望ましい環境像を、「人と自然が共生する歴史と交流のまち 朝来市」としている。環境を保全する基本目標として、「歴史と文化を守り、うるおいとやすらぎのある社会の実現を目指す」とする。史跡・文化財などについても、環境保全の観点から以下のような施策展開の方針が示されている。

【歴史文化遺産の保全と活用の方針】

- ・ 史跡・文化財等の保全と活用、伝統文化の継承
- ・ 歴史的景観の保全、沿道景観の向上
- ・ 歴史や伝統のある建物、景観を生かしたまちづくりの推進

⑤ 竹田地域まちづくり計画（竹田地域自治協議会 平成 24 年度）

平成 19 年 3 月に策定された『朝来市第1次総合計画』に基づき、市民自治のまちづくりに向けた地域協働体制の確立を図るため、朝来市内の各地域自治協議会が設立に際して『地域まちづくり計画』を策定した。

竹田地域自治協議会においても、設立に際して『竹田地域まちづくり計画』が策定し、竹田地域が有する特徴と課題を整理し、以下のように、今後のまちづくりの方針などを示した。

【基本方針】

■ 日本屈指の山城・竹田城跡の観光をより魅力的にしていきましょう。

- ・本市を代表する観光スポットとして、全市的な観光をけん引するため、行政と役割分担し、より充実した観光地となるようボランティアガイドなどの取り組みを進めていく。
- ・拠点整備施設をはじめ、竹田城跡観光を地域の活性化につなげる取り組みを、生活環境の保全に努めつつ、市と地域の協働で進める。

■ 地区ごとの特色を活かしたコミュニティづくりを行いましょう。

- ・豊かな自然に包まれた山間部、暮らしやすい生活環境のある農村集落部、文化があり賑わいのある竹田の城下町の町並みなど、各地区がそれぞれの個性を認識し、身近な伝統文化なども活かしながら住民が愛着を持てるまちづくりを行う。

■ 歴史ある町並みや集落と自然とが調和した景観を継承しましょう。

- ・立雲峡が立地する朝来山や円山川が織りなす、山城と調和した豊かな景観を保全する。

⑥ 竹田城跡と城下町の保存活用方針（朝来市教育委員会 平成24年度）

『竹田城保存管理計画書』（昭和52年度）策定以後、地域振興と観光振興が一体となった文化財保護活用が求められるようになった。一方竹田城跡では近年の見学者増加に伴い、遺跡などの保存活用が問われるようになり、今後の円滑な保存・整備活用の推進を目的として本計画が策定された。

【基本方針】

■ 歴史文化遺産の保存活用

- ・竹田城跡が持つ多様な価値を適切に保存管理し、次世代へ確実に継承する。
- ・竹田城跡の保存活用を推進し、地域の誇りの醸成、観光振興や地域の活性化に寄与する。
- ・竹田に残る伝統的な町並みや建造物などの保存と利活用を図る。
- ・竹田に残る民俗文化はじめとする保存と歴史文化遺産の利活用と将来への継承に努める。

■ 史跡竹田城跡保存活用

- ・樹木（桜など）の取り扱い及び植栽・看板設置などの検討。
- ・史跡内での観光客などの見学には、制限を設けない。
- ・新たな駐車場・トイレの増設及び関連工事については、史跡地内は認めない。ただし周辺に設ける場合は、景観などに配慮して行う。
- ・短、中、長期に区分して、史跡保存活用計画を立てる。
- ・指定地以外の調査研究。（平成25,26年）
- ・登山道整備の検討。（観光客増加及び通行止め箇所解消など）

■ 史跡竹田城跡の保存活用の目的

- ・史跡竹田城跡の現在に至る歴史的経緯や、また多様な価値を踏まえた上で、適切な保存管理計画を策定する。（昭和52年度策定版の改訂）
- ・周辺地域を含めて埋蔵文化財包蔵地の調査研究を継続して行い、竹田城跡の全容を明らかにするとともに、調査に基づいた保存・整備・活用の促進を図る。
- ・関係諸機関との連携を図りながら、史跡の円滑な管理を行う。
- ・市民（竹田区）の参画・協力を得ながら、協働して保存管理を実施する。

⑦ 第2期あさご夢・学びプラン 朝来市教育振興基本計画

(朝来市教育委員会 平成27年3月)

教育基本法の理念の実現を図るため、朝来市における教育の充実を目的とする。

以下の基本理念の実現を目指すため、「郷土の歴史文化遺産の保存・活用、継承」を掲げ、朝来市の貴重な郷土の歴史文化遺産を保存し後世に伝えていくとともに、学びや地域づくりに活用し、伝統が息づく文化の香り高いまちづくりを担い、歴史文化に根ざした地域の活性化に取り組むための教育を目指している。

【教育の基本理念】

郷土に誇りを持ち、こころ豊かで自立した人づくりー次代につなぐ教育の推進ー

⑧ 朝来市歴史文化基本構想 (朝来市教育委員会 平成28年3月)

朝来市では少子高齢化と人口減少が進行しており、地域の活力減退や市内に存在する多くの歴史文化遺産も継承されないまま消滅することが危惧されている。そのため、朝来市では文化財の指定・未指定にかかわらず、朝来市の歴史的・文化的な遺産を総合的に把握し、守り伝えるための具体的な方策や、将来にわたって求められる方向性について検討するため、『朝来市歴史文化基本構想』を策定した。

構想では、市内の歴史文化における特徴を明らかにし、それらを活かしたまちづくりの方向性と持続的に受け継ぐ意義を示した。竹田城跡については、「中世から近世初頭にかけての城郭群」のストーリーにおける中核的な資産であり、その保護だけでなく、城下町と一体で評価する必要があることを示し、町のあゆみを示す歴史文化資産と、地域の持続における役割、活用のあり方について整理した。

【朝来市における歴史文化の中核的ストーリー】

■南但馬における古代王墓群

- ・和田山地域を中心とする範囲に但馬を代表する巨大な古墳が存在し、古代における朝来市の重要性を示している。

■中世から近世初頭にかけての城郭群

- ・竹田城跡を中心に生野につながる南北交通路と、丹波から養父方面に通じる東西交通路を中心として、戦国の動乱を伝え、交通の要衝としての地域性を示している。竹田地区は、城下町が宿場町に変容し、戦国から近世の安定した社会への変化を知ることができる。

■生野鉱山と関連資産による近代化産業遺産群

- ・市南部の生野地域と神子畑地区に資産が集約され、両者をつなぐ範囲にも物資の輸送路に関する資産がある。

⑨ 史跡竹田城跡保存活用計画（朝来市 平成28年3月）

竹田城跡では、昭和52年に『竹田城保存管理計画書』を策定し、竹田城跡の保存管理の基本方針としてきた。しかし、策定から40年近くが経過し、歴史的価値の把握、竹田城跡を取り巻く環境が大きく変化した。また、平成23年ごろから竹田城跡を訪れる見学者の急増に伴い、城跡を取り巻く環境が大きく変化したことにより、保存管理と今後の活用方針を見直すことが必要となった。

そのため、朝来市では平成25～27年度にかけて、「史跡竹田城跡保存管理計画策定委員会」を設置し、文化庁、兵庫県教育委員会、学識者の指導助言のもと、竹田城跡の歴史的な価値を整理し、『史跡竹田城跡保存活用計画』を策定した。

計画では、以下の基本方針に基づき、貴重な文化遺産である竹田城跡を次世代へ継承する方向性、保存・整備・活用のあり方を示した。

【管理のための基本方針】

- ・竹田城跡の本質的価値を適切に保存するとともに、指定地の拡大など適切な保護を図る。
- ・竹田城跡の本質的価値をより明確にするため、継続的な調査研究を着実に進める。
- ・竹田城跡を形づくる古城山の自然環境・景観の保全を図る。
- ・竹田城下町と連携した歴史学習の場として、一体的な保存管理と整備活用を図る。
- ・保存管理体制を確立し、市民の参画・協力の促進に努める。

【保存と活用の基本方針】

■保存のための基本方針

- ・遺構・遺物の保存に必要な措置を行う。
- ・城跡内の調査研究を行う。
- ・古城山の環境と周辺景観の一体的な管理を行う。

■活用のための基本方針

- ・市民と行政が一体となって活用を進める。
- ・城跡の魅力を伝えるための整備を図る。
- ・城下町を含めた回遊性の創出を進める。